

参考資料

「第 74 回 (平成 30 年 9 月 25 日) 委員会資料」

個人情報の第三者提供事業等の実態調査（結果概要）について

1. 背景

改正個人情報保護法において、オプトアウト手続を行う事業者の委員会への届出義務、第三者提供時の確認・記録義務に関する規定が設けられたこと等を踏まえ、いわゆる名簿等販売事業者等に関する実態調査を実施した。

2. 名簿等販売事業者（届出事業者に対するヒアリング）

- ・ 設立後20年以上の事業者が多く、従業員は2～20名程度、年間売上高は数百万円～1億円程度、数千万件～1億件の個人データを基に顧客ニーズに応じたリストを提供している。
- ・ 主な取得元は、過去の住民基本台帳、同業者、同窓会名簿等、主な提供先は、呉服店、自動車教習所、学習塾、不動産・金融業等である。
- ・ 同業者間取引が行われているほか、名簿販売事業者と購入者の仲介を行う「ブローカー」が存在する。業界団体としては特定非営利法人日本個人データ保護協会が存在する。

3. 名簿等販売事業者における業務状況（同上）

- ・ 適正取得を前提として、住民基本台帳の閲覧禁止(2006年)以降、新規の個人情報の入手は(公開情報を除き)困難となっており、当該台帳情報の利用価値がなくなれば、多くの名簿販売事業の継続は難しくなる傾向にある【参考：個人情報の入手環境の変遷】。
- ・ 個人情報保護法改正の影響及び同法の履行状況(法改正影響、適正取得、確認・記録義務、消費者対応)は【別紙】のとおりであるが、3分の1程度の事業者においてはおおむね適切な取扱いがなされていることが確認された。

4. 名簿等を利用する一般事業者（アンケート）

- ・ 過去1年間に名簿事業者を利用したことがあると回答したのは僅か2社のみであった(※サンプル数が少ないためあくまで参考)。
- ・ 購入形態は電子ファイルでの購入、購入情報はおおむね基本4情報(氏名、住所、生年月日、電話番号)、年間購入回数は1～10回程度、1回当たりの購入個人情報量は10,000～50,000件(金額にして10～50万円)程度であった。

【注】国民生活センターの協力を得て苦情相談状況を分析した結果、以下の点が確認された。

- ・ 相談件数は、ベネッセ事件が発生した2014年を除き、2007年度以降減少傾向にある。
- ・ 苦情内容は、同意のない個人情報が流通していることに対するものが多い。
- ・ 一般事業者には問い合わせるが、名簿事業者への問合せを躊躇する傾向がある。

5. 今後の対応

- ・ 本実態調査の結果を踏まえ、名簿取扱事業者、名簿等を取り扱う一般事業者及び一般消費者向けに注意喚起を行うとともに、未届事業者に対する届出指導、届出事業者に対する確認・記録義務の履行等に関する指導を実施する。

1. 個人情報保護法改正による影響

- ・法改正の影響(オプトアウト届出、確認記録義務等)や新データの入手経路の縮小により、総じて事業環境は厳しい状況となっている(廃業や別の事業形態を検討する事業者も一部存在する)。
- ・届出により(未届事業者に比べ)信用力が増したとする事業者も一部存在する。
- ・個人情報の入手が困難になっており、一定の年齢層をターゲットとするDM用個人データが販売できなくなりつつある。
- ・個人情報の入手がますます困難になる中、個人情報を自ら保有しない又は個人情報の第三者提供に該当しない事業形態を模索する事業者も一部存在する。

2. 適正取得(法第17条関係)

- ・住民基本台帳の閲覧禁止以降、新規の個人情報の入手は非常に困難である。
- ・入手経路の適正性が確認できない場合には取得しない事業者も一部存在する。

3. 確認・記録義務の履行状況(法第25~26条関係)

- ・第三者提供を受ける際の確認義務について、3分の1程度の事業者が契約書の締結や本人確認書類の受領により適正な取得経緯であることを確認しているが、相手方に不信感を与える等の理由で確認を行わない事業者も一部存在する。
- ・また、記録義務について、データベースに入手経路等を記載している事業者もいるが、記録していない事業者も一部存在する。請求書や依頼書を発行・管理することにより年月日や氏名は記載されているものの、必要な個人データ項目を記録していない事業者が約半数存在する。
- ・第三者提供する際の記録義務については、請求書等に通常記載される事項で対応がなされている場合が多いほか、誓約書を締結する事業者も一部存在する。なお、提供先に関する確認義務は課されていないものの、3分の1程度の事業者が利用目的等の確認を行っている。

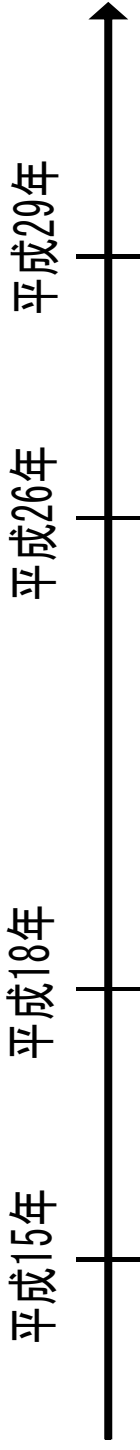
4. 消費者対応(開示、訂正、利用停止請求等)(第28~30条関係)

- ・近年、問合せや苦情は減少傾向にあるが、対応に時間を要するものが増えている。
- ・一般事業者(顧客)が個人からの苦情に対応しきれない場合に、名簿等販売事業者に問合せが回されるケースが3分の1程度存在する。
- ・削除依頼については、削除後の再登録リスクがあるため、「削除」ではなく「利用停止」としている事業者が一部存在する。
- ・入手経路の問合せに対して、仕入先名を回答しない事業者が一部存在する。

(以上)

個人情報入手環境の変遷

【参考】



事業 者への 影響	主要な出来事	事業者への影響	事業者への影響	事業者への影響
住民基本台帳 (基本4情報)	▲個人情報保護法制定	データを制限なく 入手可能	住民基本台帳データの減少 (一定の年層をターゲットにしたDMの発送等が年々困難に)	社会的な非難の 高まりにより 事業リスク大
電話番号	▲住民基本台帳原則閲覧禁止	電話帳に掲載された情報（固定電話）は、入手可能 ただし、固定から携帯に移行しつつあり、 情報の価値が低下しつつある可能性あり	▲NTT個人版電話帳 の廃止を検討中	確認記録義務等により 取得が更に困難に
購買履歴等 の属性情報	▲ベネッセ事件	個人情報保護の意識の高まりにより 入手が困難になりつつある		

名簿等個人データを取り扱う事業者の皆様へ（注意喚起） ～名簿等個人データの適正な取扱いについて～

個人情報保護委員会事務局

名簿等個人データを取り扱う事業者の皆様におかれては、個人情報保護法に則り、以下の点に留意の上、個人情報を適正に取り扱ってください。

1. 適正な情報取得と広告表現

事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはいけません（同法第 17 条第 1 項）。また、名簿等の売買に係る宣伝・広告等における表現については、個人情報の利用目的による制限を超えた取扱いや不正取得など、個人情報保護法違反を生じさせるおそれがあるため、その内容に十分注意してください。

2. 第三者への提供等

（1）オプトアウト規定の利用

本人の同意を得ずに、名簿の提供や住宅地図の販売等を行う場合（オプトアウト規定を利用する場合）には、個人情報保護委員会への事前届出等の手続を行う必要があります（法第 23 条第 2 項）（※届出は義務であり、当委員会はこちらを公表しています。）。

届出を行っていない、又は本人の同意を得ずに名簿等の個人データを第三者に提供している事業者は、同法違反となります。

また、届出事業者が既届出書の記載とは異なる名称等（いわゆる屋号を含む。）を用いて名簿等を販売する場合は、当該名称等による届出又は変更の届出が必要です。

○個人情報保護委員会ウェブサイト：オプトアウト届出書検索

<https://www.ppc.go.jp/personal/preparation/optout/publication/>

（2）第三者提供に係る確認・記録義務

事業者には、提供をする際の記録の作成義務（法第 25 条）、提供を受ける際の確認等義務（法第 26 条）がありますので、これらの義務を遵守し、個人情報を適正に取り扱ってください。具体的な内容は、以下のウェブサイトでご確認ください。

【参考「第74回(平成30年9月25日)委員会資料」】

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines03.pdf>
- 個人情報保護法相談ダイヤル：法律の解釈や制度一般に関する相談窓口
03-6457-9849

3. 開示、訂正等、利用停止等への対応

本人（消費者等）からの開示、訂正等、利用停止等の請求には、事業者は誠実に対応してください。また、支店や営業所ごとに名簿等の個人データを取り扱う事業者においては、本人（消費者等）からの開示、訂正等、利用停止等の請求に際して、個人情報取扱事業者（民間企業、NPO法人等）単位で対応してください。

名簿等個人データを利用する際の留意事項について（注意喚起）

個人情報保護委員会事務局

名簿等個人データを取り扱う場合には、個人情報保護法に則り、以下の点に留意の上、個人情報を適正に取り扱ってください。

1. 名簿等個人データの入手について

（1）入手前の注意

本人の同意を得ずに、名簿の提供や住宅地図の販売等を行う場合（オプトアウト規定を利用する場合）には、個人情報保護委員会への事前届出等の手続を行う必要があります（法第 23 条第 2 項）（※届出は義務であり、当委員会はこれを公表しています。）。

届出を行っていない、又は本人の同意を得ずに名簿等の個人データを第三者に提供している事業者は、同法違反となりますので、このような事業者から名簿等を購入しないようご注意ください。

○個人情報保護委員会ウェブサイト：オプトアウト届出書検索

<https://www.ppc.go.jp/personal/preparation/optout/publication/>

（2）入手時の注意

名簿等個人データを入手する場合には、提供を受ける際の確認等義務（法第 26 条）がありますので、これらの義務を遵守し、個人情報を適正に取り扱ってください。具体的な内容については、以下のウェブサイトでご確認ください。

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines03.pdf>

2. 自社内の名簿等個人データの管理について

個人情報取扱事業者は、従業者に個人情報を取り扱わせる際には、個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者を必要かつ適切に監督する義務（法第 21 条）があります。従業者が業務上取り扱う顧客名簿や従業員名簿の転売や紛失をさせないようにしてください。

【参考「第74回(平成30年9月25日)委員会資料」】

なお、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合には、不正データベース提供罪として、行為者だけでなく事業者も罰則の対象（法第83条、第87条）となります。

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf>

○個人情報保護法相談ダイヤル：法律の解釈や制度一般に関する相談窓口

03-6457-9849

個人の皆様へ（注意喚起）
～名簿などの個人情報の取扱いにご注意ください～

個人情報保護委員会事務局

お持ちの同窓会名簿や自治会名簿等を転売、紛失しないようご注意ください。
(注) 個人情報データベース等を同窓会や自治会の活動に利用している場合には、個人情報保護法上の規定が適用されますので、これらの名簿を作成する場合には、個人情報取扱事業者としての義務を遵守する必要があります。

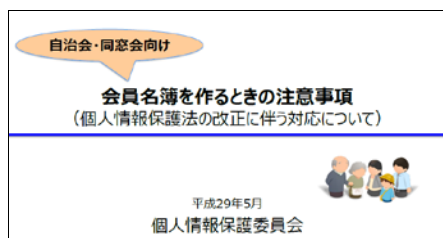
近年、名簿などを悪用したセールスや詐欺等の被害も発生しています。皆様一人ひとりの適切な個人情報の取扱いが重要です。

○個人情報の利活用と保護に関するハンドブック

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_280229sympo_pamph.pdf

○自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf



○個人情報保護法相談ダイヤル：法律の解釈や制度一般に関する相談窓口

03-6457-9849

実態調査結果等を踏まえた今後の対応方針について

《目指すべき状態》

個人情報保護に関する法律第23条に規定する届出が実施され
かつ
確認・記録義務が適切に履行されている状態

確認・記録義務の履行
を指導

確認・記録義務の履行を指導

まずは、確認・記録義務の履行状況等を確認
さらに、確認・記録義務の履行が不十分な事業者には、確認・記録義務の履行を指導

届出済

届出済

⑤ 実態調査により確認・記録義務の履行が不十分と判明した事業者

届け出が必要と考えられる
事業者には、届出を指導

未届

届出済

① 実態調査に応じ
なかった事業者

② 未把握の事業者

③ 実態調査の対象外であった
事業者

④ 諸事情により実態調査が実
施できなかった事業者

「実態調査」：昨年度に実施した委託による実態調査をいう。